

各省各庁会計課長等 殿

財務省主計局長 宇 波 弘 貴

少額随意契約等の適切な運用の確保等について

今般、令和 7 年 3 月 2 8 日に公布された「予算決算及び会計令及び予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 9 3 号）」により「予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号。以下「予決令」という。）」が改正され、予決令第 99 条第 2 号から第 7 号までの規定に基づく随意契約（以下「少額随意契約」という。）によることができる場合の基準額の引き上げられたところであるが、随意契約に関する事務を行うに当たっては、下記事項に留意することとし、その旨貴省庁関係部局にも周知徹底願いたい。

記

1. 随意契約全般について

公共調達については、競争性及び透明性を確保することが重要である。今般の少額随意契約の基準額の改定によっても、この点に何ら変更はなく、「公共調達の適正化について（平成 1 8 年 8 月 2 5 日付財計第 2 0 1 7 号）」等により、随意契約から一般競争契約への移行や公募等による競争性や透明性を担保する取組みの徹底に引き続き努めること。

2. 少額随意契約の重点的監査

少額随意契約が件数・金額とも大きく増加することが想定されることから、少額随意契約においても競争性及び透明性を確保し、かつ適正な手続が引き続き遵守されるよう、今後 3 ～ 5 年以内に少額随意契約を内部監査の重点監査対象とし、複数見積りを徴取しているか、不適切な分割契約がないかなどの観点から確実に監査を行うこと。なお、監査の結果、特段の理由なく、単一の見積りを行っている契約や

長期にわたって契約の相手方が固定されている契約等については、翌年度以降において一度は一般競争又はオープンカウンター方式を実施すること。

3. 少額随意契約における競争性・透明性の確保

これまで競争入札により実施してきた契約で、新たに少額随意契約の対象となるものについては、安易に少額随意契約を締結するのではなく、契約の相手方となり得る者が複数存在すると想定されるような場合には、必要に応じオープンカウンター方式等の積極的な活用を検討すること。

4. その他

- (1) 昭和44年12月17日付蔵計第4438号「随意契約による場合の予定価格等について」中「100万円」を「250万円」に改める。改正後の通知は、令和7年4月1日から適用する。
- (2) 各府省においては、自省庁において想定される随意契約の実情を踏まえて、効率的かつ有効なチェック体制の構築に努めること。
- (3) 今後、本通知を踏まえて、各府省において実施した又は実施する予定の取組みについて、照会を行うことがあるので、御承知おき願いたい。